

○アポイ岳ジオパークキャラクター等使用規程

平成 21 年 8 月 17 日
告示第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、アポイ岳ジオパークに係るキャラクター及びロゴマーク(以下「キャラクター等」という。)の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第 2 条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめアポイ岳ジオパークキャラクター等使用承認申請書(別記様式第 1 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 町の機関が公用の目的で使用するとき。
- (2) 町内の学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第 3 条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用を承認するものとする。この場合において、町長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 様似町若しくはアポイ岳の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) デザイン等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他町長が不適當と認めたとき。

2 前項の規定による承認は、アポイ岳ジオパークキャラクター等使用承認書(別記様式第 2 号)をもって行うものとする。

(使用料)

第 4 条 使用料は無料とする。

(使用の際の遵守事項)

第 5 条 キャラクター等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、町長の付した条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形式を正しく使用すること。
- (4) 商標登録を行わないこと。
- (5) 承認に係る物品等の写真を速やかに町長に提出すること。

(承認の取消し)

第 6 条 町長は、キャラクター等の使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクター等の使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、アポイ岳ジオパークキャラクター等使用承認取消書(別記様式第 3 号)をもって行うものとする。

(補則)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、デザイン等の使用の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 8 月 17 日から施行する。